

第1章 総則

第1節 計画策定の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、浜頓別町防災会議が作成する計画であり、浜頓別町の地域に係る防災に関し、予防対策、応急対策、復旧対策等の災害対策を実施するにあたり、町及び防災関係機関がその機能のすべてをあげて住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、次の事項を定め本町防災の万全を期することを目的とする。

- 1 町の区域を管轄し、若しくは、町の区域に所在する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等が処理すべき防災上の事務又は業務の大綱
- 2 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に必要な防災の組織に関すること
- 3 災害の未然防止と被害の軽減を図るための施設の新設及び改善等災害予防に関すること
- 4 災害が発生した場合の給水、防疫、食糧供給等災害応急対策に関すること
- 5 災害復旧に関すること
- 6 防災訓練に関すること
- 7 防災思想の普及に関すること

第2節 計画の構成

浜頓別町地域防災計画は、一般災害対策編、地震・津波災害対策編、資料編によって構成する。

第3節 計画の効果的推進

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせることで災害に備えなければならない。

防災対策は、北海道防災対策基本条例（平成21年条例第8号）第3条の基本理念により、自助（住民が自らの安全を自らで守ることをいう。）共助（住民等が地域において互いに助け合うことをいう。）及び公助（町、道及び防災関係機関が実施する対策をいう。）のそれぞれが効果的に推進されるよう、住民等並びに町、道及び防災関係機関の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。

また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女

共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図る必要がある。

第4節 用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- | | |
|----------|---|
| 1 基本法 | 災害対策基本法（昭和36年法律第223号） |
| 2 救助法 | 災害救助法（昭和22年法律第118号） |
| 3 基本条例 | 北海道防災対策基本条例（平成21年北海道条例第8号） |
| 4 防災会議 | 浜頓別町防災会議 |
| 5 本部（長） | 浜頓別町災害対策本部（長） |
| 6 防災計画 | 浜頓別町地域防災計画 |
| 7 災 害 | 災害対策基本法第2条第1号に定める災害 |
| 8 防災関係機関 | 浜頓別町防災会議条例（昭和37年条例第15号）第3条第5項に定める委員の属する機関 |

第5節 計画の修正要領

防災会議は、基本法第42条に定めるところにより町防災計画に随時検討を加え、おおむね次に掲げるような事項について必要があると認めるときは、修正の基本方針を定めこれを修正し、その結果を北海道知事に報告する。

- 1 社会、経済の発展に伴い計画が社会生活の実態と著しく遊離したとき
- 2 防災関係機関が行う防災上の施策により計画の変更又は削除を必要とするとき
- 3 新たな計画を必要とするとき
- 4 防災基本計画及び北海道地域防災計画の修正が行われたとき
- 5 その他防災会議会長が必要と認めたとき

第6節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

防災会議の構成機関、公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の防災上処理すべき事務又は業務の大綱の主なものは、次のとおりである。

1 浜頓別町

機 関 名	事 務 又 は 業 務
浜頓別町役場	(1) 防災会議に関すること (2) 災害対策本部の設置及び組織の運営に関すること (3) 防災に関する組織の整備を図り、物資及び資材の備蓄その他災害予防対策に関すること (4) 災害応急対策及び災害復旧対策に関すること (5) 防災訓練及び防災思想の普及に関すること (6) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報並びに被害状況の調査に関すること (7) その他災害発生の防ぎよ及び被害拡大の防止のための措置に関すること
浜頓別町教育委員会	(1) 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の実施に関すること (2) 避難等に係る町立学校施設の使用に関すること (3) 教育施設の被害調査及び報告に関すること (4) 文教施設及び文化財の保護対策等の実施に関すること
浜頓別町国民健康保険病院	(1) 災害時における医療、助産及び防疫対策についての協力に関すること
南宗谷消防組合 (浜頓別支署及び消防団)	(1) 災害時における消防活動及び水防活動に関すること (2) 被災地の警戒体制に関すること (3) 住民の避難誘導及び人命救助に関すること (4) 災害時における傷病者等の搬送に関すること
南宗谷衛生施設組合	(1) 災害時におけるし尿の汲み取り及び処理に関すること (2) 災害時におけるごみ処理に関すること

2 指定地方行政機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
北海道開発局稚内開発建設部 浜頓別道路事務所	(1) 災害に関する情報の伝達、収集に関すること (2) 被害の拡大及び二次災害防止のための緊急対応実施による町への支援に関すること (3) 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣に関すること (4) 災害対策用機材等の地域への支援に関すること (5) 所轄道路・河川の維持管理、災害応急対策及び災害復旧対策に関すること (6) 災害時における管理区内危険箇所（道路・河川）の整備、警戒、災害防止、維持補修、災害復旧に関すること (7) 災害時における所轄道路の交通の確保に関すること
北海道財務局 旭川財務事務所	(1) 公共土木施設、農林水産業施設等の災害復旧事業費の査定立会に関すること (2) 地方公共団体の災害復旧事業債及び災害つなぎ資金の融資を行うこと (3) 災害時における特例措置についての金融機関の指導に関すること (4) 災害時における地方公共団体等への国有財産の無償使用許可又は無償貸付に関すること

機 関 名	事 務 又 は 業 務
北海道農政事務所	(1) 災害時における応急用食料の調達、供給及び緊急輸送を行うこと (2) 災害応急対策に必要な措置を行うこと
北海道森林管理局 宗谷森林管理署 浜頓別森林事務所	(1) 所轄国有林の復旧、治山及び予防治山の実施に関する事 (2) 林野火災の予防対策及びその未然防止に関する事 (3) 災害時において町の要請に基づく緊急対策及び復旧用材の供給に 関すること
北海道運輸局 旭川運輸支局	(1) 航行船舶の耐航性及び船舶施設の安全の確保を図ること (2) 災害時における海上輸送及陸上輸送の連絡調整を行うこと (3) 自動車輸送事業の安全の確保を図ること
第一管区海上保安本部 稚内海上保安部	(1) 気象情報等の船舶への周知及び災害情報の収集を行うこと (2) 災害時において船舶の避難誘導及び救助並びに航路障害物の除去 等を行うこと (3) 災害時において、り災者、救援物資、人員等の海上輸送を行うこと (4) 海上における人命の救助を行うこと (5) 海上における船舶交通の安全の確保を図ること (6) 海上における犯罪の予防及び治安の維持を行うこと (7) 海上災害時における自衛隊災害派遣要請に関する事
稚内地方気象台	(1) 気象、地象、水象等の観測並びにその成果の収集及び発表に関する事 (2) 観測成果を解析し、総合し、予報（注意報含む）、警報並びに情報 等を発表すること (3) 災害時における気象等資料提供のための災害時自然現象調査報告 書を作成すること (4) 防災知識の普及及び指導に関する事

3 自衛隊

機 関 名	事 務 又 は 業 務
陸上自衛隊第2師団 第3普通科連隊	(1) 災害派遣要請権者の要請に基づく部隊等の派遣に関する事 (2) 町及び防災関係機関が行う防災訓練への協力に関する事

4 北海道

機 関 名	事 務 又 は 業 務
宗谷総合振興局	(1) 宗谷地域災害対策連絡協議会の運営に関する事 (2) 防災に関する組織の整備、物資及び資材の備蓄その他災害予防措 置の実施に関する事 (3) 災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧対策に関する事 (4) 町及び指定公共機関が実施する防災事務又は業務の総合調整に関 すること (5) 自衛隊の災害派遣要請に関する事 (6) 救助法の適用及び実施に関する事 (7) その他災害発生の防ぎよ又は被害拡大の防止のための措置に関す ること
宗谷総合振興局 稚内建設管理部 歌登出張所	(1) 所轄道路・河川・海岸・砂防施設の維持管理、災害応急対策及び 災害復旧対策に関する事 (2) 災害時における所轄道路の交通情報の収集及び交通の確保に関す ること
宗谷総合振興局 保健環境部 浜頓別地域保健支所	(1) 医療施設、衛生施設等の被害報告に関する事 (2) 災害時における医療救護活動に関する事 (3) 災害時における防疫活動に関する事

機 関 名	事 務 又 は 業 務
宗谷総合振興局 保健環境部 浜頓別地域保健支所	(4) 災害時における給水、清掃等環境衛生活動に関する事 (5) 医薬品等の確保及び供給に関する事 (6) 食品衛生の指導及び監視に関する事
宗谷教育局	(1) 児童・生徒に対する地震防災に関する知識の普及に関する事 (2) 避難等に係る公立学校施設の使用に関する事 (3) 文教施設及び文化財の保全対策等に関する事
宗谷農業改良普及センター	(1) 災害時における農作物の被害調査に関する事 (2) 災害時における病害虫の防疫指導、その他営農指導を行うこと
宗谷家畜保健衛生所	(1) 災害時における家畜の被害調査に関する事 (2) 災害時における家畜の防疫指導、その他技術指導を行うこと

5 北海道警察

機 関 名	事 務 又 は 業 務
枝幸警察署 浜頓別駐在所	(1) 住民の避難誘導及び救出救助並びに緊急交通路の確保に関する事 (2) 災害情報の収集及び伝達に関する事 (3) 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒に関する事 (4) 犯罪の予防その他被災地における社会秩序の維持に関する事 (5) 危険物に対する保安対策に関する事 (6) 広報活動に関する事 (7) 町及び防災関係機関が実施する防災業務の協力に関する事

6 指定公共機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
日本郵便株式会社 浜頓別郵便局	(1) 災害時における郵便輸送の確保及び郵便業務運営の確保に関する事 (2) 郵便貯金及び簡易保険事業の非常取扱いに関する事 (3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動に関する事
東日本電信電話株式会社 北海道支店	(1) 災害時における通信の確保に関する事 (2) 気象官署からの気象警報の伝達に関する事
株式会社エヌ・ティ・ティ・ ドコモ北海道支社	(1) 電気通信施設の防災管理及び応急復旧に関する事
北海道電力株式会社 浜頓別営業所	(1) 電力供給施設の防災対策に関する事 (2) 災害時における電力供給の確保に関する事
日本赤十字社北海道支部 浜頓別分区分	(1) 災害時における医療、助産その他救助・救援に関する事 (2) 災害ボランティア（民間団体及び個人）の受入れに関する事 (3) 災害ボランティアが行う救援活動の連絡調整に関する事 (4) 災害義援金の募集（配分）に関する事

7 指定地方公共機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
社団法人宗谷医師会	(1) 災害時における医療関係機関との連絡調整並びに応急医療及び助産その他救助の実施に関する事
社団法人北海道薬剤師会	(1) 災害時における調剤、医薬品の供給を行うこと
社団法人北海道獣医師会 及び支部	(1) 災害時における飼養動物の対応を行うこと

機 関 名	事 務 又 は 業 務
社団法人北海道バス協会 及び地区トラック協会	(1) 災害時における人員、緊急物資及び災害対策用資材等の緊急輸送 について関係機関の支援を行うこと

8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	事 務 又 は 業 務
頓別漁業協同組合	(1) 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧対策に関すること (2) 被災組合員に対する融資及びあっせんに関すること
東宗谷農業協同組合	(1) 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧対策に関すること (2) 被災組合員に対する融資及びあっせんに関すること
浜頓別町商工会	(1) 災害時における救援用物資及び復旧資材の確保についての協力を 関すること (2) 商工業者の経営指導及び復旧資金のあっせんに関すること
浜頓別建設協会	(1) 災害時における応急対策及び災害復旧に関すること
一般運送事業者	(1) 災害時における救援物資の緊急輸送等に関すること
危険物関係施設の管理者	(1) 災害時における危険物の保安に関する措置を行うこと
避難場所の管理者	(1) 避難場所の適正な管理、運営及び災害応急対策の実施についての 協力に関すること
浜頓別町社会福祉協議会	(1) 被災生活困窮者に対する世帯更正資金の融資及びそのあっせんに関す ること (2) 被災者の保護についての協力に関すること
自治会・町内会	(1) 災害時における住民連携及び相互の奉仕協力に関すること (2) 災害予防責任者が実施する防災訓練等への協力及び防災予防に関す ること

第7節 住民及び事業所の基本的責務

「自らの身の安全は自らが守る」ことが防災の基本である。

住民及び町内の事業所は、その自覚をもち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。特に、いつでもどこでも起こりうる災害による人的、経済的な被害軽減を目的に減災対策の充実に努める。

第1 住民の責務

平常時から災害への備えを行うとともに、災害時には自主的な防災活動に努める。

1 平常時の備え

- (1) 避難の方法（避難路、避難場所等）及び家族との連絡方法を確認すること
- (2) 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、救急用品等の非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備にあたること
- (3) 隣近所との相互協力関係の かん養を図ること
- (4) 災害危険区域等、地域における災害の危険性を把握すること
- (5) 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得をすること
- (6) 災害時要援護者へ配慮すること
- (7) 自主防災組織への参加に努めること

かん養：ゆっくりと養い、育てること。

2 災害時の対策

- (1) 地域における被災状況を把握すること
- (2) 近隣の負傷者・災害時要援護者を救助すること
- (3) 初期消火活動等の応急対策を講ずること
- (4) 避難場所での自主的活動に努めること
- (5) 防災関係機関の活動に協力すること
- (6) 自主防災組織の活動にあたること

第2 事業所の責務

事業所が災害時に果たす役割を十分に認識し、防災活動の推進に努める。

1 平常時の備え

- (1) 災害時行動マニュアルを作成、運用すること
- (2) 防災体制の整備及び耐震化・耐浪化の促進を図ること
- (3) 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育を実施すること
- (4) 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応
- (5) 取引先との サプライチェーンの確保

サプライチェーン：ある製品の原材料が生産されてから、消費者に届くまでのプロセス。繋がり。

2 災害時の対策

- (1) 事業所の被災状況を把握すること
- (2) 従業員及び施設利用者への災害情報を提供すること
- (3) 施設利用者の避難誘導にあたること
- (4) 従業員及び施設利用者を救助すること
- (5) 初期消火活動等の応急対策にあたること
- (6) 事業の継続又は早期再開・復旧を図ること
- (7) ボランティア活動への支援等、地域に貢献すること

第3 地域防災の連携

災害による被害を軽減するため、道は地域防災に関して協力可能な企業を募集、登録、公表することにより、広く道内企業と連携する「企業等防災サポーターバンク」を推進している。

町は、町内事業所の「企業等防災サポーターバンク」への登録の推進を図り、既登録事業所とは平常時から連携し、地域防災力の強化を図る。